

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第五十三号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)午後二時三十五分開会

委員の異動

六月十八日委員石川清一君及び栗山良夫君辭任につき、その補欠として若木哲夫君及び清澤俊英君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
松本 昇君
結城 安次君

委員

重宗 雄三君
中川 以良君
山本 米治君
加藤 正人君
小林 孝平君
小松 正雄君
境野 清雄君
西田 隆男君

委員外議員

小林 亦治君
三橋 八次郎君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
通商産業省政務次官 本間 俊一君
通商産業省通商局長 松尾 泰一郎君
資源庁炭政局長 中島 征帆君
事務局側 常任委員 山本友太郎君
会専門員

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

農林省農地局管理部長 谷垣 專一君

本日の会議に付した事件

臨時石炭鉱害復旧法案(内閣送付)

輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(松本昇君) では只今から通産委員会を開催いたします。

本日は臨時石炭鉱害復旧法案を議題といたしまして、本法案の内容の一つである農地復旧について農林委員会でも深い関心を持たれておりますので、本法案の審議の際、委員外発言によつて質疑を行いたい旨の通告を受けております。だん／＼とその時期が遅れて参つておりますので、そこで本日は農林委員会のかた／＼の発言をお許しし、たらどうかというのでありますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(松本昇君) それではさよう取計いたします。

○委員外議員(三橋八次郎君) 会期も切迫し、御多忙のところを本案の審議に際しまして、特に農林委員に発言の機会をお与え下さいましたことにつきましましては感謝申し上げます。農地の鉱害につきましましては、特別鉱害復旧臨時措置法案の審議の際におきましても、当委員会に申入れを行ひまして、これが復旧に重大な関心を持つて来たのであります。一つの産業が非常に活発にな

るために、他の産業と競合を起しまして障害を与えるというところは、実に遺憾なことであるのでございます。石炭にせよ大いに増産をしなければならぬ資材の一つであり、又農業のほうも食糧の増産という意味におきまして、原始産業というふうな見地から見ましても極めて重要なものでございます。従いまして、ここにいろいろ相持つて共にその産業の目的を達せられるようなことになりましますと、国の政策というふうな方面から考えましても極めて重要なことであり、さような目的を達したいと思ふものであります。実は農林委員会の方でも大要関心が高いので、連合審査をお願いしたというふうな話もあつたのでございますが、時間の関係もありましますので、我々が参りまして二、三の点を特に明らかにしておきたいと思ふのでございます。

農民から見ますと、農地というものは生活の基盤であり、生産のこれは根源をなすものであるということに申すまでもないのでございます。従来この鉱業法におきましては、賠償というふうなことに参りましては、賠償という立場におきましては、農地というものはやはり現状の生産力を維持するといふことが農業経営上最も必要である、生産力維持というふうな方面から見ましても非常に重要なことであるわけでございます。従来から当該農家のかた／＼は、こそつて現状に復旧をす

くれといふような要望があるのでございます。然るにこの法案は鉱業権者に復旧費の一部として納付金を納めさせ、残りは国及び地方公共団体が支出いたしまして、現状復帰を行うこととなつておるのでありますが、これによつて農地及び農業施設に関する鉱害問題の根本的解決になるかどうか、又これはどうしても抜本的解決を期待するやうな方策に進まなければならぬのであります。その点につきましまして農林省のほうといたしましては如何お考えでございますか。

○説明員(谷垣專一君) 今まで鉱害が発生いたしました場合に、現在の鉱業法におきましては金銭賠償の原則がとられております。現状回復の原則はとられておりません。で、従いましてこの法律におきまして、現状回復或いは又効用回復と申したほうが適當かも知れませんが、効用回復の原則がとられましたことについては農林省としましては、その改正がいいと考えております。但し問題になりますのは、この法律で完全に現在の鉱害がすべて効用回復、現状回復でなくても、効用回復の程度に全部が回復できるかどうかといふ問題については、少し考慮を要する点があるかと思ひます。と申しますのは、一つには今後石炭の採掘はどんどん進んで参るわけでありまして、従いまして石炭が今後採掘される場合においては当然に鉱害が生ずるわけでありま

又それに対する防止方法がとられるかといふような点がこの法律では明確にされておられません。そういう意味におきましては、この法律だけで鉱害が絶滅するといふことは到底考えられないものと思ひます。又現在あります鉱害だけを考へてみましても、果してこの法案を運用いたしました場合に、これは又その不足分を補いますところの国家からの助成というものが、事業費として決定されるわけでありまして、そういうものがどういふふう決定されるかといふようなことが、今後問題をいろいろ解決する上に大きな問題になるだらうと考えています。できますれば、この法案が更に現状回復の責任が確立するところまで行けばこれは非常に望ましいことだと考えますが、この法案におきましても現在の鉱業法よりも一歩前進しておる点がある、こ

○委員外議員(三橋八次郎君) まだこの法案では現状回復の十分な目的を達することができないといふようなお話をございましたが、そうなりますと、結局現状回復を目的とするやうに、今の法案の運用に當つて農家の農業経営に欠陥ができないやうに、極力運用して頂きたいといふこと、近い将来において今農林省のほうからの回答通り、その目的が完全に達せられるやうに一つ修正をお願いしたいと思ふのです。これは余分ですが……。

次は予算措置の問題について三點だけお尋ねしたいと思ひますが、先ずこの法律の施行に要する予算措置は、二十七年年度には組まれておらんようになっていますが、これは一体どうするつもりであるかということについて、大蔵省及び通産省、並びに農林省に伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 臨時石炭飢害復旧の予算措置ということでありまして、国において補助したものは公共事業という見地から補助をしたのは公共事業の所管に土地改良及び災害復旧、道路、河川等のいろ／＼な経費があるものであります。この経費を重点的な配分として、差当りは考へるべきものであらうと私は考へておる次第であります。

○委員外議員(三橋八次郎君) この予算は従来組まれておる土地改良の予算、即ち土地改良費という公共事業費の費目から出されるということになると、非常に多い一般災害復旧工事に要する費用というものは、その枠の中にこれが食い込むというようにすることになると、それだけ一般の予算が減ることと同じこととなるのであるが、これは別枠としてやはりこの方面の法律が通過すれば、これに対する予算としてお組みになるというふうなお考えはないかどうかということをお伺ひいたします。

○政府委員(河野一之君) この法律は現行の鉱業法の建前を変更するものではないと伺つております。従つて鉱業権者がこの補償の義務のために出される金と、かてて加えて公共事業の見地から仕事を施行するというに相成

るものと考えますので、この公共事業的色彩のものについては公共事業としての補助金が行く、こう考へておるわけでありまして。従ひまして現在決して公共事業の経費は十分とは言えないのであります。差当りのところは、この経費の各省における重点的な配分として考へて頂きたい、こう考へる次第であります。

○委員外議員(三橋八次郎君) なおまだ納付金がない点があるのであります。それはそれとして置いて、次に、この予算を農林省でとるべきか、通産省でとるべきかというふうな問題が起つておるようであります。これは鉱業権者が出す納付金、それから地方公共団体が出す金、そして工事をやる金との差額を国が出すというふうなことになる、納付金というものがわからなければ、国で組む予算額というものはわからないわけでありまして。結局納付金と密接な関係のある通産省では、その納付金の額がわかるわけであるので、そういう意味から申すと、これは当然通産省で組んで頂かなければならぬ、又通産省で組むことによつて的確の予算もできると思ふ。ただ現状回復というふうなことで、土地の生産力の維持増進というふうな技術的な見地においては、それから現場のいろ／＼な作業というふうなことにいへば、通産省よりも農林省のほうがよいと思ふのであります。予算の建前から申すと、それは当然通産省で組んで、実際の仕事に当つてはその予算を農林省に移管して仕事を完全にさせて行く、こういうふうにするべきものだと思ふが、この点は如何ですか。

○政府委員(河野一之君) 先ほど申上げましたように、この経費を補助したものは公共事業として考へるのでありまして、従つて公共事業は各省所管において実行したしておるわけでありまして。つまり農地等の復旧であるならば、農林省が施行するし、河川、道路等になれば建設省という所に、おのその責任を持つて予算を執行することに相成ることになるのであります。勿論この事業の性質から言つて、通産省がこの主役を勤められていろ／＼な計画を立てられる必要があると思ひますが、予算の建前といたしましてはこれを直接執行する責任のある官庁にこれを計上したというものが、現行の財政法及び会計法の建前になつておりますので、かように取扱ふことはやむを得ないので、是非に取扱ふことは考へておる次第であります。

○委員外議員(三橋八次郎君) 成るほど財政法の建前から行くと、そうなると思ふが、やはりこれは石炭のほうと農林のほうとをの／＼競合するところなく、両方の作業を完全に育成助長する意味においては、その一方的な考へただけでは完全に行かないと思ふのであります。従つて予算を的確にとるという意味においては、鉱業権者と密接な関係を持つておる通産省のほうでやつて頂き、事業の分においては農林省でやるということにおいて、両産業に共に均等をするというような結果にならざると思ひますが、財政法の建前があるれば、これはしようのないことであるが、そういうような両方とも効果的な方法がある方法と便宜にとられる方法はないものかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(河野一之君) 予算等については、通産省が実は一番実情を御存じでありましようから、まとめて大蔵省なら大蔵省に御要求になるということとは、これは何ら差支えないことであると思ひます。計画をやつておられるのは各省であるので、実施の責任のある官庁が予算を持たねばいけません。建前から言つて、一応予算は各省として予算を国会に御要求申上げ、又それによつて執行されるべき建前にいたすはかないのじやないかと私は思つております。

○委員外議員(三橋八次郎君) 次の問題は、第七十七条によると、灌漑排水施設の維持管理の義務は、農民が引受けなかつた場合は賠償義務者に引受けなつておるのであるが、この法案は期限付の法案であるので、廃止されたときにはその義務は一体どうなるものであるかということ、通産省及び農林省の御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(谷垣重一君) 政府原案のほうの説明は、現在、中島局長のほうから御説明があつた通りだと思ひます。それから今日、今お聞きした事業団がこの維持管理の責任を全部持つということになると、この法律が十年後に消滅するわけでありまして、そのとき事業団そのものも消滅する、その間に若干法律的にギャップが生じるということとは推測できます。

○委員外議員(三橋八次郎君) 鉱業権者が引受ければ、維持管理ということでは永久になされるし、併しそこで鉱業権者がおらなくなつた場合は、これはやはり又そこに農家が犠牲的に維持管理をしなければならぬということになるわけであるが、併し衆議院では鉱業権者の代りに事業団に維持管理をさせる、こういう修正案が出ておると聞いておりますが、この方法によると、この法律の消滅と同時に事業団は消滅することになるので、やはりこれは農家のほうに又かえつて来ると、こういう

ようなことになつて、どつちみち逃れられない損失を蒙るのは農家になるといふようなことに同われるわけでありますが、このようにことに対しては農林省では一体どうお考えになつておるか。

○説明員(谷垣重一君) これは被害一般の賠償問題のところまで問題が行くと思ひますが、とにかく被害者がその補償をしないで、損害賠償をいたさないで倒産する、或いは所在が不明になるといふような場合における、その損失はどういふふうになるか。実際問題として被害者のほうの被害になつて来るといふことになるかと思ひます。又維持管理の問題も、当然維持管理が永続して、完全に維持管理されるということを前提にした工事その他が行われるわけであるから、維持管理がでなくなるといふことになれば、どうしても必然的にその損害は被害者のほうにやつて来るといふことにならうかと思ひます。その問題についてどうしてそれを防いで行くか、或いは又どうしてそのギャップを補填して行くかというところは、現在のところでは十分にできていない。こう申上げるより仕方がないと思ひます。

○委員外議員(小林亦治君) 突はちよつとその法案であります。先ず第一に考えられますことは、憲法で保障しておるところの所有権を制限する法律であります。その場合に加害者と被害者がある場合に、いずれを強く保護しなければならぬかという問題であるが、本案件の場合は、加害者がつまり被害者である、利益を得ようとする、利益を追求するところの業者で、被害者の立場に立つところのものは

一般農民、こういうふうに分けられるが、大体本法案の色彩と言ひましようか、まあ性格を見るとき、つまり被害者、利益を追求してるところの業者に利益であつて、被害者であるところの農民には保護が薄い。こういう感を拭いきれないものがあるのだ、二、三私から簡単に伺つてみたいと思ひます。

先ず第一にこの五十一条であります。この五十一条によると、農地及び農業用施設の復旧工事につき、被害者の納付金は、不毛地の場合で賃賃価格の五千倍から二千倍の間で政令で定める、こういうふうになつておるのであります。これは非常に問題になるところであります。現在の物価情勢、だん／＼物価が上つて参るのではないかとみられる現段階から考えましても、将来を見ましても、これでは倍率が非常に少ないのではないかと。私どもは七千倍から四、五千倍の間に参るのが情勢としては適當ではないか、こういうふうな考えられるのであります。代表的な例を申上げますと、福岡県の場合であります。被害地の賃賃価格の平均は約十七円五十銭、そうすると一段当りが八万七、八千円から三万五千円の間に参るものになります。一方特別被害の復旧費の実績を見るとき、不毛地の場合は農地の復旧費だけでも平均十二万七千円、このほかに農業施設の復旧に平均一万三千円、兩者で十四万四千円というものがかつておる。このほかにこの法律では、復旧工事後の補償金、灌漑排水施設の維持管理費、更にこれらが数万円というものを要する。これを考え

ると、政府と地方公共団体の補助がどの程度であるかは、これはわからないにしても、限度もあることであらうから、納付金の倍率等は先ほど申上げたところの考えから、もつと多くとれるように、倍率を上げて置く必要があるのではないかと、こう考えるので、この点を聞きたいと思ふ。現在の物価高からさぐらない少額であるばかりでなく、将来もだん／＼物価が上つて参る。そうすると、この幅というものは尙更なる過ぎるのではないかと、こう思われるので、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 便宜私のほうから御説明申上げます。この倍率をきめる前提としては、現在この慣行の賠償金額はどの程度であるかというところが一つの要件であります。更に現存しておる被害地における収獲の減収量がどの程度であるか、その減収量を資本に換算した場合にどのくらいになるか、こういうふうなところから結んで行つて、結局年々賠償の原則を履行しておる現在においては、減収量に相当する金額を毎年農民に被害者が支払つておる。それを一度にとるといふことになると、それを還元した金額は全額であるといふことと考えるので、それを一定の方式によつて換算したとして、大体現在の被害地に対する平均的な賠償金額の総額はどのくらいになるかという計算が出る。それを段当りに大体あてはめてみるというところ、いろいろ数字が出るのであります。不毛地については七万四千円、また細部の数字はきまつておらないのですが、そういうような数字が出るわけでありまして、これに対して復旧費はどのくらいかかる

かというところ、先ほどお話の通り現在十三万八千円であるから、これを十四万円と、こう予定して、十四万円以上の復旧費を要する場所においては、これは復旧するに足るだけの経済効果を得ないといふことによつて復旧不適地とすることにして、最高十四万円までの復旧費によつて復旧できるものだけをとり上げる、こういうことになりました。そういたしまして被害者からとる期待額と、それから復旧費の全体的予想額というものの差額を見るとき、総体的に見て復旧費に対して六割五分くらいが不足する、こういうことになるわけでありまして、従つてその不足分だけを国庫及び地方公共団体から補助金として埋める、こういう建前にしております。従つて被害者の納付金というものは、倍率であつてはめるといふと、二千倍から五千倍までの間の、相当幅があるが、中間当りに落ちるわけでありまして、従つて上にも下にもかなり余裕があるから、或る程度の物価変動等に対しては政令をいじることによつて大体吸収できる。非常な大幅な物価騰貴等があれば、これは勿論法律改正問題になるが、一応現在程度の予想できる物価の変動に対しては、これだけの幅で以ていずれも対処し得る、こういう予想によつて倍率をきめたわけでありまして。

○委員外議員(小林亦治君) そこでこの五千倍から二千倍、この数字ですが、今の説明によりますと、大体現在ではそういうふうな暗算とおつしやるが、私どもの考えは、先ほど申上げたところから、これでは窮屈ではないかと。と申しますのは、現に物価が上向いておる。下つておるものは殆どな

い。そういうことになると、基本法においてこの幅を確定しておるといふことは、これは将来困る事態にならないか。今政令とおつしやるが、その倍率は何ですか、政令で自由によつても物価が高くなつた場合の価格に引合はし得るようによつて改定されるのですか。そういう御用意があらうのですか。

○政府委員(中島征帆君) 私の申上げましたのは、二千倍から五千倍までの間で政令で定めるところになつておるので、従つて現在予想されておる倍率が少くとも四千倍を超えない範囲内で定まると思ひますので、そこに一千倍程度の最小限のゆとりがありますので、その程度の変動であれば、政令だけをいじることによつて、この五千倍以内で以て賄ひ得る、それ以上の物価変動があれば勿論法律改正をするといふことになりまして。

○委員外議員(小林亦治君) おつしやることはよくわかるのですが、どういう角度から四千倍を超えることはあるまいと、そう御覧になつておるのか。あなたの方の調べる数字というものは固いものばかり提えて、実際よりも安く見積る場合が非常に多いわけでありまして。実際と官庁がらむ数字の間には相当開きがある。闇価格のことを考えればおわかりであらうが、そういう実情から私は申上げておるのであります。その観点からは四千倍を超えることはなからうといふことは、ちよつと呑みこめないのであります。場合によつては七千倍くらいにもなきます。非ずと考えるので申上げたのであります。が、この倍率を本法によつて根本的にもう少し上げておく必要はないかといふことを伺ひたい。

○説明員(谷垣專一君) 農林省のほうで実際の工事をやつておりますので、こちらのほうから少し説明しておきたいと思いますが、現在特別鉅費をやっております農地の復旧費が、平均いたしますと、先ほど御指摘になりました十二万七千円が平均になっております。このほかに灌漑排水用その他の作業用施設の復旧費がこれも平均して一万三千円幾らかつておるので、平均しますと、十四万程度の段当りの経費がかかる。これは現在施工しております特別鉅費の復旧費の現状であります。ところで今やつておる工事の十二万七千円、平均の農地の復旧に關する、その部門の一番コストの高いもの、これは十三万八千円くらいになっております。で、今のところこの程度を最高にいたしまして、それ以上のところは特別鉅費の場合においても工事を手控えておるといふような恰好になっておつて、大体この程度が今工事の目途になつておる。問題は結局このほかに、いろいろな永続するポンプ等の維持管理費、或いは効用回復する年間における、一定期間における補償費という問題が含まれると思ひますが、要するに鉅業権者のほうからの納付金の額と、それをカバーする国或いは地方公共団体の補助金の率とがどの程度になるかということによつてきまることがある。このあたりです。で、事業費のほうはおつしやる通りにこれはかなり物価の変動において上向いて回つて行くと思ひます。ただ納付金或いは納付金のほうは、これは賃貸価格がきまつておるので、従つてこの納付金の額が上るといつても、その上る部分は今言つた二千倍から五千倍の間しか動かないと、

こういう恰好にならうと思ひます。その間若干ズレが生じて参るしするの、これを若し工事を担当する農林省のほうの立場から申し上げれば、一定度の事業費に匹敵するほどの経費が集まなければ、その程度しか工事は勿論されない。又どうせ物価の値上りと、今申したところの固定される納付金の額、或いは又国庫の補助のほうも或る程度固定されているとみななければならぬが、そういうものとの矛盾は、いよいよとなれば法律改正というところまで行く可能性はあると思ひます。これは併し今直ぐにここでどうこうという問題になるか、或いはかなり時間を置くかという問題が残つて来ると思ひますが、農林省のほうで工事をやる場合には、現状から申して、そういうところを考へて行かざるを得ない。若干工事をその他で残して行くところも生ずるところはできるだらう。そういうところは、計画その他のところで削除して頂いて、鉅業法本来の補償の制度でやつて行く以外にはなからうかと、こういうふうに考へております。

○委員外議員(小林亦治君) この法律案によりますと、鉅業権者は或る程度の納付金を出せば、数年後には鉅害の賠償義務がなくなる、こういうこと非常に厚い保護を受けるということになつておるのでありますが、それは結構として、こういうところの保護政策に乘じて業者がどんどん濫掘するのじやないか、こういう虞れがある。そこで通産省におきましては、鉅害の予防措置、探掘方法、農民の保護、それから農林省でなくても農民の保護は考へて行かなければならぬでしようが、こういう点から万全の措置を取つて貰

いたいと繰返して申し上げますが、利益を追突するところの業者の肩をもつか、或いはそれらの業者の営業によつて侵害されるところの農民の側をどういうふうにか考へるかという意味で、これは非常に重要な法案の一つだらうと思ひます。繰返して申し上げますように、どうも業者のほうに加重しておる法案ではないか、農民が犠牲に供せられる虞れが多い法案ではないか、こういうふうにか考へられますので、当局としては十分この点に留意を願つて、私の申し上げるような虞れが将来起らないように措置してもらいたい、こういうことなのであります。大体御説明はわかりましたので、特に本法の予算措置につきましては大蔵、通産省にも確固たる方針を絶えず御研究願つておかなければならないと思ひます。本日の質問は大体これくらいにしますが、なお御回答の要旨を農林委員会に私どもから報告いたしまして、更に又お聞きしたいと存じますが、私の質問は以上で結構です。要望として申し上げます。

○委員外議員(三橋八次郎君) 先ほどお聞きしたことをごさいます、衆議院の委員会における修正を見ますと、灌漑排水施設の維持管理は、その費用は事業団で持つというように修正されたのでございしますが、先ほど農林省のほうのお答えがあつたのでございしますが、その事業団が削減いたしました時には、その施設の維持管理の行先というものは、当然考へなければならぬ問題になるのでございします。その時に被害者であります農家にその維持管理が振りかかつてくるというようになつてしまつては、我々としては絶対反対しなければならぬのでございしますが、被害者に迷惑をかけずにその維持管理のできる何か適当な方法を農林省のほうで考へておられますかどうか。

○説明員(谷垣專一君) 先ほど御質問の趣旨を少し取違えて答弁いたしましたので、そのことと一緒に答へたいと思ひます。農林省のほうとしては、この法案によりますと、工事をしましたあとにおける効用回復の認定の責任を農林大臣が持つわけでありまして、これは農林大臣のほうにいたしましては、この効用回復がどういふ程度になつておるか、今後どういふことになるか、又工事の実施計画を立てます場合に、それがどういふ工事の実施計画であつていかという責任を持つわけでありまして、この場合には土盛りをいたしまして、完全な原状回復をするという方法を取らないで、陥没しましたところの排水をするといううな、いわゆる灌漑排水の施設を設けましたときには、その効用回復の認定その他は、当然に維持管理が永続して完全に行われて行くということを前提にしまして、実は効用回復の認定が農林大臣としてはできないわけでありまして、それを前提として実は維持管理がせられ、又そういうことを前提にして効用回復の認定ができるわけでありまして、これは例えばポンプであれば二十年或いは三十年たてば、そのポンプの機能が落ちる、そういう場合にはそれを更新して行くという場合には、その前提をもとにして、効用回復をどうするかということをきめるといふことにならうかと思ひます。従いまし

て、この法律の建前から、直ちに効用回復、維持管理をする責任が不安定な形になつておる、十年後には誰が維持管理をするかわからないということになりますと、実は農林省といつたしましては農林大臣の効用回復の認定をいたしますこと自体がすでに問題になるかと思ひます。もつと極端に言ひますれば、どういふ工事をするかという場合に、かなり能率の高い灌漑排水をやつて行ける工事を、わざ／＼全部土盛りしなければならぬといううな、少しおかしな形のものになつて行けば、工事のほうからいふと、少しロスの多いやり方になつて行くと思ひますが、この点は何とかそこは維持管理が永続し得る態勢をとつて行かなければ問題があらうかと思ひます。これは今の事業団の十年経つた場合に消滅するということを前提にして話をすれば、そういうことにならうかと思ひますが、この原案に出ておりますように、維持管理の責任を持つております鉅業権者が消滅するやうな場合にございしても、問題はよく似た形を取ると思ひますが、それに対しては何かの方法を考へるべきで、少くとも農民がその被害を受ける、それから損害を受けるということ、は筋が立たないのじやないかと、かように考へます。農林大臣としての効用回復の認定をすること自体が、何かさういふはつきりした維持管理の前提がありませんという、これはやれな

い、こういうことにならうかと思ひます。

○委員外議員(三橋八次郎君) まだこの問題につきましての適当な解決策はないように伺われるのでありますが、併しこの問題が解決しなければ、例えば客土によつて土地を復旧するか、客

土の不可能なところにおきましてはポンプ排水をやつて耕地を復旧しなければならぬ、こういうような二つの岐路に立つた場合に、永久的に維持管理の要りますポンプ排水などによりまして復旧を図ろうとした場合に、客土より金がかからぬということがわかつておりまして、ポンプのほうは永久に維持管理が必要である、併しその維持管理の責任はどこへ行くかわからぬから、金が倍かかつても客土の工事をしなければならぬというふうな、非常に元費がそこに生れてくると思うのでございます。この問題を解決しますと、ポンプは永久に運転するのだとすれば、客土よりも極めて安い費用でその耕地の復旧ができるというふうなことになるのでございますが、速急にこの維持管理を事業団に持たせまして、十年先には消滅するということが明らか事業団にこれを持たせるというのとよりも、やはり今申上げましたような、工事を安くやれることは安くやつても、ポンプ排水はやめて行くというふうなはつきりした解決策を出して頂きたいと思つておりますが、今のお答えによりますと、適当な方法がない、適当な方法がなければ、こちらのほうの委員会でも御了解願ひまして、修正をして頂きます、適当にこの農業、鉱業が両立するような名案を考えて頂きたいと思つておりますが、如何でございませうか。

○政府委員(中島征帆君) この点につきましては一応形式的に見ますといふと、甚だ不備な恰好になつておるのでございます。政府の原案によりまして、その鉱業権者が何らかの事由で消滅した場合には、その責任がどこに行つてしまふ。又修正案のように事業団が持つといつても、事業団は十年後に解消するといふことによつて、非常に不安定でございませうけれども、実質上のことを考えます場合には、鉱業権者の場合には、これは鉱業法全般の問題として、鉱業権者の破産等の場合には救済する方法は極めて貧弱でございませうが、事業団が持つということになりますといふと、事業団そのものは一種の公益法人であり、国の監督も嚴重になされる。従つて十年以後において仮にこの法律を廃止して事業団を解散するといふ事態に至りまして、もと／＼このポンプの維持管理を引受けるものに対しては、その維持管理費用の総額があらかじめ事業団から渡されるわけでありませう。従つて若し事業団が自分で維持管理をする場合には、年々の維持管理費用を、その金利で示し得る程度、又償却分にも相当する程度の全部の維持管理費用というものを自分のところに持つてゐるわけでありませうから、正常に運用される限りにおきましては、十年後においても基本的な基金といふものは事業団に残つておる。従つて仮に事業団が解散いたしましてその事業団が費用をつけてどこかへ持つて行けば、一応経済的にはこの維持管理が成り立つといふことになる。もう少しこれを根本的に考えます場合には、私は個人的な意見に耳をすけれども、こういうような事業団的な性格を持つ機関といふものは、本法が仮に解消いたしまして、その後においてもやはり何らかの形で存続すべきものじやないか。存続すべきかどうかといふことは、恐らくこの

法律の施行の経過において、やはりこれは何らかの形で置くべきものではないか、結論が出てくるだらうと思ひます。そういうふうな形で、仮に事業団がなくなりましたと、何らかの形によつてこのポンプの維持管理を中心としたしました鉱害復旧に関する一つの組織ができれば、そこで事業団の持つておりました基金を引渡して、今後ポンプの維持管理の責任者とする。こういうことも実質的に可能でありまして、勿論この事態になりました時には、当然この法律の存続の問題も起りますから、従つて廃止の場合におきましては、廃止の事後の措置と同時に、そういったような事業団の後継的なものにつぎまして、十二分にこれを論議されまして、又何らか対策を立てられるべきはずであると思ひますので、將來におきましてそういうふうな含みを残しまして、むしろ事業団に持たせておくほうがむしろ安全ではなからうか、こういうふうな考えられるわけでありませう。

○委員外議員(三橋八次郎君) 今のお話を伺いますと、大変安心のできるお話でございませうが、組織はどうなつても、金の点においては、永久にポンプの運転のできる金を事業団から引継いでやるのだからというふうなふうな受取れるのでございませうが、そのように解釈してよろしいのであるかどうか。又これは殆んど永久といふことが言えると思つておりますが、永久にポンプの維持管理ができるだけの金が果して引継がれるものであるかどうかといふことを、もう一べん伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 只今のお話のような建前になつております。ただ現在の一応の見通しで以て維持管理を定めます以上、維持管理費用、例えば人件費でありませうとか、或いは電力費でありませうとかいふものが非常に大幅な変動をした場合には、その基礎が崩れるわけでありませう。併しその場合におきまして、維持管理費用そのものを適当な管理をすることによつて、一般の経済政策に應じた利益を生むことができるわけでありませうから、運用の方法よろしきを得れば、物価の変動そのものもその中に吸収しまして、今日において算定した維持管理費用で以て將來永久に維持管理費を支弁し得るといふことになるわけでありませう。

○委員外議員(三橋八次郎君) 農家側としては維持管理費を儲けようと思つてはおりませんので、完全にポンプが運転できる土地の生産力が従前通り回復すれば、それで満足できるのであります。そういう意味における費用を十分引継いでくれさえすれば、たとえどが維持管理しよう、土地の生産力に伴う農業経営には支障がないと思つております。どうぞ一つ今のお答えのように、十分農家の保護という立場におきまして、又食糧増産を助長するという意味におきまして、十分なる運営をお願いしたいと思つてございませう。

ただ最後に一言お願いしておきたいことは、最初申上げましたように、いづれも基礎産業の重要なものでありまして、農家側としても、増産によつていわゆる国の生産力が増強するといふことにつぎましては、大いに協力するのでありますが、又一方におきまして、それによつて蒙つた農業経営上のいろいろの支障によりまして農業生産力が低下するといふことは、現状の我が国の食糧事情から考慮しまして、も憂えなければならぬはずなのであります。そのことも十分に御考慮を頂きまして、こちらの委員会におきましても、食糧の増産、石炭の増産、いろいろ相待つて国の産業が発達するように、特に御考慮をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思つております。大変長い間有難うございませう。

○委員外議員(竹中七郎君) 委員外議員の質問はこれで終りましたのであります。が、衆議院におきまして修正いたしました要旨の説明を一つ炭政局長からお聞きしたら如何かと思ひます。御異議ございませうか。

○委員外議員(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。

○政府委員(中島征帆君) 本日午前中の衆議院の通産委員会におきまして野党及び与党両方からの修正案が出まして、委員会におきまして自由党の修正案が決定いたしました。まだ本会議には上程の運びにはなつておりませんが、恐らく明日には決定されると思ひます。今衆議院の通産委員会におきまして決定になりました自由党の修正案の要旨だけを申し上げます、ほほ七点でございます。

第一点は、公共施設のうち、法文で申上げますと第二条であります。第二条のこの定義の中に、この法律において「公共施設」とは、という第六項がございませう。そこに十一ばかり河川以下列べてありまして、最後の十一に「学校」となつておりまして、学校以外

規定をいたしておられないわけでございますが、やはりこの日本の輸出が公正な国際間の商習慣に基きまして、日本の輸出に関する国際的な信用が高まること、取りもなおさず日本の輸出のやはり増進という究極の目標に合致するわけでございますので、そういう点を勧案をいたしまして、本法の提案をいたしたような次第でございますので、規定はいたしておりますませんが、輸出に關しまする増進の方途につきましては、あらゆる場合をつかまえますして、又現行のいろいろの施策を通じて、全力を挙げて参りたいと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○境野清雄君　現在やっておりますエツク・プライスというものと、こ

の法案との関連性、言い換えれば、この法案が通過して、そういうような面が完全に抑えられるというふうなふりになれば、チエック・プライスは廃止するとか何とかいう点に關しましては、政府当局はどういうふうなお考えをお持ちになっておられますか。

○政府委員(本間俊一君) 御指摘のありましたチエック・プライスの問題でございますが、この法案ができて輸出組合ができて、そして従来やつておりましたチエック・プライスの必要がなくなるものと、まあ私もは考えておるのでありますが、その場合には、チエック・プライスの制度をなくしてもいいのじやないかと、こういうふうに考えております。

○境野清雄君 ただ第二条の第一号で、仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引」というような条項がありますが、こういうようなことになりますと、外国商品との類似品の取扱いはどうなるか、どの辺までがこの項目にあてはまるかというようなことは、中小企業面ではなか／＼よくわからないので、こういうような法令がありますと、却つて外国商品との類似品の取扱いが不明だというような結果から、中小企業を圧迫しやしないかというふうな考えがあるのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(松尾泰一君) 確かに御指摘の点も御尤もかと思つておりますが、現在も実は輸出貿易管理令におきまして、これとは同様の取扱ひをいたしておるわけであります。例えば工業所有権と言いますと、いろ／＼ござ

いまするが、意匠権或いは商標権とか、その他の工業所有権につきましては、誤解を起すおそれがあるか、問題になりそうなのは、一々告示を以てしてその都度明確にいたしているわけでありま。ただ、今御指摘のありま。たように、類似のものが果してこの規定に言う、この工業所有権又は著作権を侵害する貨物の取引なりや否やというふうに相成りますと、現実の問題につきましては、やや問題もあらうかと思ひますが、まあそれは従来の大体の取引慣行におきまして、若干疑義のある問題なのであります。若くは、實際問題に當りましては、適当に判断をするという以外にはないわけでありまして、この場合におきまして、輸出してはならないという書き方をいたし、又若し違反があれば、戒告をするという場合におきましても、いろいろ取引審議会等に諮りましてやるわけでありまして、ちよつと類似をしておつたから、すぐ不正な輸出取引であるかどうかということになる、簡単に決定は行かんわけでありま。この第二条で言うておられますのは、まあはつきりと向うの法令によつて登録をされておるとか何とか、明確に工業所有権なり著作権が保護されておるといふ場合において、これを侵害する取引を公正な取引として取締るといふ趣旨なのであります。繰返して申しますように、現実問題としては若干類似品であつて問題を起す場合は、現在においても同様の問題があるわけでありま。それではまあ常識的に判断して、余り酷な扱いにならないように運用は配慮いたすべきかと、さうに考

○境野清雄君 今、政府自体がお話があつたやうな面が、私はこの法案全体の中にあるのじやないか。言い換えれば、この運用面でのこの法律の適正措置に期待しなければ、この法案自体は余り効果がないのじやないか。こういうふうな考えをお持ちですか。こういふありまして、是非これは運用面で適正に通産省でやつてもらわないと、法令全体が無意味になるやうな場合が相当多いのじやないか。今お話がありま。た輸出のこの貿易管理令、或いはこの法案総体によりまする私的独占禁止法なり、事業者団体法というものの抵触は、どうも最近通産省自体が出しておられますものが、そのほうにしばられ過ぎてゐる。私もは独禁法なり或いは事業者団体法なり、或いは今の輸出管理令というものは、もう輸出管理令と中共貿易の問題にしましても、輸出管理令というものが相当限定が過ぎるやうなことがあるので、このとかくの問題のありま。輸出のこの貿易管理令なり、或いは独禁法なり、事業者団体法なりのほうに引きずられて、講和が済みまして、新しい法案がそのほうにどうも一目置いてゐるといふやうな点は、大いに通産省としましても今後の法案に対してはさういふ面をお考え直しを願いたいと思つてあります。

それから次に移りますが、次としまして、大体この法案自体で行きますと、第二条、第三条、第四条というやうなもので大体ダンピングを根絶できるのじやないかというやうな見方をせられて、この法案を作られたと思つてありますけれども、私はこの二条、三条、四条だけではなか／＼ダンピング

は根絶できない、こういうふうな思ふのでありますけれども、政府はどんなお考えであるか。その点伺いたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一君) ダンピングの問題につきましては非常に問題がむずかしいのであります。二条、三条、四條で言いますところの不正の輸出取引の中に、いわゆるダンピングをどの程度含むかという問題になるのであります。いわゆるダンピングを大きく分けて、いわゆる不正の輸出取引になるダンピングと、それからいわゆる俗に言う廉売を、まあ通俗的にダンピングと申す場合もあるわけでありま。が、いわゆる公正な競争であるダンピングと、二つの觀念があらうかと思つてあります。で、不正な輸出取引に該当するダンピング、いわゆる独占ダンピングと称せられるやうなものにつきましては、この第二条の四号におきまして政令で指定して行きます。不正輸出取引としてそのやうなダンピングは取締つて行くということになりま。それからいわゆる廉売というやうな独禁法上の考え方から言へば、公正取引には該当するが、いわゆるダンピングになつてゐるものにつきましては、第三章、第四章におきまして、いわゆる輸出業者の協定、或いは輸出組合の事業の一つとして、価格より数量を協定して取締るといふことになるわけでありま。従つてまあダンピングにもよるわけでありま。が、先ず大体公正取引としてのダンピングの問題と、それから公正取引としてのダンピングも、大体輸出業者の協定或いは輸出組合の活動によつて、この両方で以

て措置し得るのではないかと、二段に分けて考えておるやうな次第であります。

○境野清雄君 次に第十二条ですが、十二条の輸出組合のほうの問題に關してはどうか質問せられるという話であります。が、輸出業者のほうの一つ定義を伺いたい。要するに私のほうは、これは輸出業者自体がメーカーとの關係というものをどういうやうなふうに考えておるのか。その私のほうの申上げる理由としましては、輸出業者の結束のみがありまして、そしてメーカーがこれに参加し得ないというやうな場合がございま。と、どうしてもメーカーが輸出組合に買ひ叩かれるというやうなことがあるかと、併せて、現在でもメーカーよりも輸出業者というやうな者のほうが強力なものでありまして、この法案によりますと、メーカーの力がますます弱くなるのじやないかと、そういうやうなふうに考へるのですが、この点は如何ですか。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申上げたように、輸出業者にメーカーのほうを買ひ叩かれるというやうな場合もございま。し、又輸出組合が協調いたします場合に、やはり生産者のほうの意見も相當に反映をいたしまして、さうしてきめなければ、又折角協定をいたしまして価格なり数量なりが維持できないというやうな面もございま。す。で、これはできるだけ広く解釈をするという考え方の上に立ちま。して、従来輸出の実績がありま。せん。でも、輸出をいたします能力と意思のある者は輸出業者というふうな解釈をいたしまして、広く一つ解釈をして参

りたいた、こういう考え方をいたして
おります。勿論この法案が成立をいた
しまして施行に相成りますれば、それ
ぞれ輸出組合ができるわけでありま
すが、その輸出組合で定款する定款
で、御指摘の点も勿論きめることにな
ると思ひますが、私どもはできるだけ
今申上げましたような趣旨で広く解釈
をいたしまして指導をして参りたい、
こういうふうに考えております。

○境野清雄君 そうしますと、今の輸
出業者というのは、従来の経験がな
くも、能力と意思のある者は輸出業
者と認めるといふような広い解釈だ
と、それは非常に結構なんです、そ
れに關係してメーカーのほうはどう
いうような解釈でおられるか、その点
をもう一度伺ひたいと思ひいま
す。

○政府委員(本間俊一君) 大体メー
カーのほうも、私どものほうでは廣
く解釈をして参りたいという考えを持
つておりますので、メーカーで輸出
したいという意思と能力を持つてお
ります者は組合員になれると、こうい
うような指導をして参りたい、こうい
うふうに考えておるのであります。

○境野清雄君 そうしますと具体的に
申しますと、輸出業者というのは貿易
港のみに存在するものではなくて、
今各地区にありますがメーカーでも、幅
の広い解釈によつて輸出業者という
うなふうになされた者は、貿易港で
ない他の土地においても輸出組合がで
き得る、こういうふうな解釈してよろ
しゅうございますか。

○政府委員(本間俊一君) お答え申上
げますが、そういうふうな御解釈願つ
て結構だと思ひます。

○境野清雄君 次に第二十五条につ
いて伺ひたいのであります。本
法も、審議会の活動というものは、本
法の運用に當つては頗る重要な地位を
占めておるという事は申上げるまで
もないのでありますけれども、その構
成といふものが二十五条ではまだ不明
なのであります。會長一人及び委員
五十人以内で組織する。こういうふう
に書いてあります。會長及び委員
は、關係行政機關の職員及び輸出貿易
に關し學識経験のある者のうちから、
通商産業大臣が任命する。こういう
ふうに書いてあります。このうち官庁
職員といふものに対してはどのくらい
の数を選定し、輸出業者はどのくらい
の数を選定するのか。又こういうよう
な場合に、今私の質問しましたような
点から行きますと、この輸出業者の
解釈範圍が非常に広いといふような場
合に、中小企業としての代表を入れる
お考えがあるのかないのか。その点に
ついて明らかに一つ御答弁を願ひたい
と思ひます。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申
上げますが、關係行政機關の職員とい
うのを何名に與は区切るかといふこ
とを明確にきめておるわけではござい
ませんが、關係のあります役所のそ
れぞれの職員を任命したいといふ
うに考えております。それから御指摘
のありました点でございしますが、先
ども申上げましたように、広く解釈を
して参るといふことになつておりま
すので、勿論輸出業者からも委員にな
つてもらひますが、生産者のほうの
代表者も入るうちに、それから御指摘
のありました中小企業者のほうの關係
者も委員の中に入つて頂くといふこと

にいたそうといふふうに考えておりま
す。ここでもちよと申上げておきたい
のでございますが、実は商品も相當に
ございします。商品別に審議會を
設けたほうがどうかといふような点も
あつたのでございしますが、いろいろ
な關係を考慮いたしました結果、やは
り審議會は一つのほうで實際の運用の
面から見ても又いいのではないかと
いふような結論に到達しました。こ
で、委員の数が相當多くなつておりま
すが、實際の運用に當りましては、或
いは分科會と申しますか、そういうよ
うな形のものができようかとも考へて
おりますが、只今申上げたような考へ
でこれは運用して参りたい。こういう
ふうに考えております。

○境野清雄君 勿論これは業種も相當
あると思ひますので、分科會なり或
いは部會なりといふものは考へてあ
らうと思ひます。そのうち、一応
官庁職員の数といふものが決定して
おらないといふようなお話ですが、そ
れはもう一つもつと大きい面で、官
庁職員といふものと業界の代表といふ
ものとの比率がどうかといふように考
えられるか、その点を伺ひたいと思
ひます。

○政府委員(本間俊一君) 先ほど申上
げましたので恐縮いたしました。三
名にすると四名にするとかといふこと
を明確にきめておるといふわけでは
ないのでございしますが、やはりこの關係
行政機關の職員は五、六名程度
で大体いいんじゃないかといふふう
に考へておりますので、勿論この委員
の大多數のかたは業界のかた、及び生
産者のほうから委員におなりになるか

たを御委嘱を願うといふように考へて
おります。

○境野清雄君 最後に附則についてお
伺ひしたいのであります。この附則
第四項は、一体私は必要なのか必要
なのかよくわからないのであります。
これは附則によりまして、現在提
案されております通商産業省の設置法案
の通過が確定だといふ考へ方で、これは
挿入されているんじゃないかと思ひ
ます。必ずしも確定じゃないんじゃない
か、そういうような場合で、若し修正
なり何なりで、条文の移動することが
できたといふような場合には、この条
項は私は要らないのじゃないかと思ひ
ます。この法律案を通過させる際
に、附則第四項といふものがあること
となつたことの可否について一つ當局
のほうの御意向を承わりたいと思ひ
ます。

○政府委員(本間俊一君) お答え申上
げますが、実はこの法律案ができました
のを時間的に申上げますと、設置法が
きまりましてこの法案の準備ができ
上つたような次第で、実は設置法が通
るものと予想いたしました。実は御指
摘の附則第四項を挿入いたしましたわけ
でございますが、設置法がどうなりま
すか、これは皆さんのお取扱ひの關係に
なるわけでございますが、境野委員の
言われるような場合が仮にありたい
としますと、実は案項その他が變つて
参るような場合もございしようし、
又附則第四項でプランクにいたして
おりますところもございします。こ
のまま法律を施行するといふことは
法律上できないのじゃないかといふ
ふうに、私どもは考へておるわけに
ございします。従ひまして、若し御指摘
のような場合があるといひますれば、
本法がこのまま参りますといふと施
行に非常な障害が起りますので、四
項を削除して修正をして頂くといふ
うなことになると思います。本法はそ
うな關係なしに施行できるわけに
ございしますし、又本法の趣旨はそれ
も十分に貫いて行けるものと私どもは
考へておりますので、その辺のこ
ろを御勘案下さいまして、適當な一
つ御処置をお願いしたいといふふう
に考へております。

○境野清雄君 私はこの四項について
質問いたしました。今官庁の答弁と
同じような考へを持ちまして、むしろ
この項を修正して削除してしま
う。私が私は問題ないのじゃないか、そ
れは勿論このまま設置法が通つてく
ればいいのでありますけれども、万
一の場合、或いは字句の修正といふ
ようなものはなきにしもあらずだと思
ひます。むしろそれならば四項を取
つてしまふほうが、この法案自体が直
ちに活用できる、こういうふうな
に解釈して、今の質問をした次第であ
ります。私はこれでよろしうござい
ます。

○小林英三君 この第四項ですね、こ
の第四項の「輸出業者が当該違反行為
が故意又は過失によるものでないこと
を証明した場合を除き、その輸出業者
に対し、一年以内の期間を限り、品目又
は仕向地を定めて貨物の輸出を停止す
べきことを命ずることができ」と、
こうあるのですが、この一年以内の期
間を限つて停止するといふことは納得
できるのですが、こういう行為をした
輸出業者に対して或る品目又は仕向地

のみを定めて停止をするということ
は、それではほかの品目、ほかの仕向
地なら出してもいい、こういう不都合
な行為をした輸出業者に対してはかへ
は出していい、ということではちよつと
緩慢だと思ひますが、どうですか。

○政府委員(本間俊一君) お答え申上
げたいと思ひますが、御指摘の点は御
尤もかと考へるものでありますが、でき
るだけ、輸出組合ができました場合に
に、その輸出組合の自主的な活動によ
りまして、できるだけ違反者のないよ
うに輸出組合のほうでも活動をせられ
ると思ひますし、又輸出業者のほうの
制裁規定なども当然できるものと私ど
もは予想いたしておるわけでございま
すが、併し政府のほうといたしまして
も、やはり適當な措置がとられるとい
うことになっておりませんと困るよう
な關係もございまして、この制裁規
定を設けたわけでございまして、成る
ほど期間も短いのでございまして、
品目或いは仕向地をきめて停止命令を
出すということでありまして、処分
が輕いじやないかというふうなお感
じも當然持たれるかと思ひるのでござ
いまして、全面的に禁止をいたしまし
ますが、実は實際の場合になりまして
何かというふうにも考へますので、私
どもの考へといたしましては、仮に品
目、そしてその仕向地だけという意
味ではないわけでございまして、その
辺の事情も勘案いたしまして、同じ品
目でありまして、その業者が仮
に違反をいたしました、そういう制裁
を受けるような行為がありました場合
に、その仕向地を制限いたしますと、
又同じような品物をほかへ持つて行く
ことはないかという場合がございま

して、これが何ら制裁にならないとい
うような場合もあるかと思ひますの
で、その場合には取引をいたしません
仕向地に対して当然考慮をいたしま
して、命令を出したいというふうな考
えておるわけでございまして。全部を禁
止するということも実はあまり苛酷に過
ぎやせんかという点も考慮いたしまし
て、この程度にしたわけでございま
すが、これは併し相當輸出業者にとりま
しては、その他の処置もございする
ので、相當にたえるかと思ひますの
で、制裁の目的は相當に達し得るのじ
やないかというふうな考へており
ます。

○小林英三君 その次にお伺ひいたし
たいと思ひますことは、本案の目的は
よくわかります。不公正な輸出取引を
防止して、輸出取引の秩序を確立し
て、そして健全な輸出貿易をするとい
うことでありますが、一番重要な問題
といたしまして、第四条にありますが通
産大臣が戒告できる、或いは制限的な
停止もできる、こういうことになつて
おりますが、第二条にありますがこの
の第一項目の「仕向国の法令により保
護される工業所有権又は著作権を侵害
すべき貨物の輸出取引」この工業所有
権という問題は、なか／＼どの点が侵
害するかという問題は容易ならざる問
題だらうと判断する。そこで通産大臣
が戒告ができるし、又輸出の停止もで
きるということになつておりますが、
一体誰がこういうことを判断決定する
のでしよう。

○政府委員(本間俊一君) 先ほど松尾
次長のほうから一応の御答弁を申し上げ
たのでございしますが、もう少し具体的

に一つ松尾次長のほうから御説明をい
たさせますから。

○政府委員(松尾泰一郎君) 万一同
いう心配が或いはあるかも知れんとい
うふうな場合におきましては、現在で
も大体そういうふうなやり方をいたし
ておるものであります。輸出業者が積
極的に海外のバイヤーのほうから、こ
れは私の仕向地におけるそういう工業
所有権なり著作権を侵害するものでは
ないのだというふうな保証状を取寄せ
るといふことも一案かと考へており
ます。又その他、實際の運用面に当り
ましては、現実にそういう侵害の行為
があつたということで、相手国の政府
なり或いは商工會議所等から、これま
でもそういうふうな申出がありまし
て、果してそうであるかということ
をいろ／＼な法令上調べて、向うで
も特許的などところにもちゃんと登録さ
れておるといふことで、成るほど侵害
をしておるといふようなことが明らか
なような場合には、できるだけそれを
告示等によりまして公表しまして、今
後そういうことのないようにというふ
うな注意を、從來でも喚起いたしてお
るわけでございまして。従つて今後もそ
のようなことはまず／＼やるわけであ
りますし、又輸出組合ができましたら
ば、当然輸出組合の業務の一つとしま
して、そういうことを積極的に海外の
事情を調べまして、そういう現地の工
業所有権なり著作権を侵害する虞れが
あるかないかを常時研究して、組合員
にも連絡することかとも思ふのであり
ます。従ひまして、先ほどからもお話
がございましたように、果して侵害する
かせぬか、侵害というのを誰が認定
するかということについては、若干運

用上もむづかしい問題もあるかと思
ひますが、先ず最初侵害の行為があつ
れば、実はわからぬような場合があり
まして、あらかじめわかる場合はいい
わけでありまして、これにはかなり広く
現地の調査等をする必要がありま
す。不幸にして若し侵害したというふうな
場合には、いろ／＼調べまして政府が
その認定をするわけでありまして。認定
の結果としてまして、戒告といふこと
になるわけでありまして、それも情状や
むを得ないといふことであれば、一応
ここに戒告することができるといふこ
とになつておりますが、必ずしも戒告
しなればいかにいふでもございませ
んのので、やむを得ないといふような
ものにつきましては、今後を戒めて、広
う今後そういうことのないようにとい
うふうな一般的な注意の喚起で止まる
場合もありまして、又侵害するこ
とは明らかであるといふ公表をしてい
るにかかわらず、そういう侵害があつ
た場合には、第四条を發動して戒告と
か或いは一定期間の輸出停止処分とい
うようなことに相成るうかと思つてお
ります。

○小林英三君 私は今のような答弁で
は甚だどうも不安に思ふのですが、こ
の法案にある不公正な輸出取引を防
止するといふことにつきまして、第十
一条によつて輸出組合の事業が、これ
は輸出業者の不公正な輸出取引の防止
といふことになつておりますが、勿論
これはいろ／＼なダンピングその他の
こともありますが、今私の質問申上げ
ておるような、いわゆる工業所有権に
触れているかどうか、或いは著作権も
そうであるが、工業所有権にそれが触
れているかいないか。これは輸出組合

の事業として防止することにな
つておりますが、これと只今の答弁と
併せ考へますと、非常に私は不安
に思ふ。工業所有権の問題といふもの
は、これは内地におきましても同じで
ありまして、侵害といふものはありま
すが、これは侵害がありまして、本
当にこれを争つて、或いは確證審判を
起すとか、或いはそれ以上の抗告審判
を起すとかして、最後に決定する場合
がかなりあると思ふ。それから外国に
こういうものがあつたからというて、
これを改良してつと立派なものに設
計をして出したといふような場合に
いて、単に外国から、相手国からし
て侵害だといつて来たから、すぐにそれ
を侵害とみなして停止するとか戒告す
るとかといふことは、危い話だと思
うのでありますが、輸出組合といへど
も、ほう／＼にたくさんできると思
ひますが、輸出組合にそういう機關を
作るといふこともかなり容易ならざる問
題だらうと思ひますけれども、工業所
有権を侵害しているという認定を与え
る何かの機關が、特許庁その他に連絡
して要するのじやないか。単に今の説明
では、私も随分工業所有権に關係して
おりますが、なか／＼いろ／＼な事件
も起る。簡単に外国から言うて来た
から、そつだ侵害しているぞというわ
けに行きまいと思ふ。これはお互いに
工業所有権の争ひというものは、特許
庁におきまして、確證審判までやつ
て、抗告審判までやつて、最後に決定す
るといふような問題でありますから、
不公正な取引を防止するといふ問題に
つきまして、工業所有権に侵害しない
という判定をするのにどこがやるか、

これはよほど深く考えて行かなくちゃならん問題だと思ふ。

○政府委員(本間俊一君) 御指摘になりましたように、仮りにそういうような問題が起りました場合に、国内の問題といたしまして、お説のように裁判になりまして、二回も三回もやるというような場合もたくさんあるわけでございます。これはなか／＼面倒な問題だと思つておられますが、政府としては、相手国からそういう抗議が単にあつたら、すぐそれを真に受けてやるというふうなつもりは一つもないのであります。現在もやつてゐるわけでございますが、これはやはり特許庁がその専門の役所でございます。し、いろ／＼な各国の法令なども調べておりますから、特許庁の機関を勿論活用いたしまして、そうして、どういふ点で然らばそれが触れるか、或いは触れる度合、その他をできるだけ詳細に調べあげまして、そうしていま御指摘のように、或いは多少改造したものでなければ、触れないかどうかというふうな点も、勿論吟味いたしまして、できるだけ慎重な取扱ひをいたさなければならんと思つております。

○小林英三君 いまの政務次官の御答弁に關連いたしまして、十一條の輸出組合の事業、この輸出組合、輸出業者の不正な輸出取引の防止という問題は、むろんいまの御質問申上げましたような工業所有権問題にも關連してあると思ふのですが、そういう問題について、この不正な輸出取引の防止というこの事業というものは、どういふ範圍でしようか、そういう問題に關連いたしますと。

○政府委員(本間俊一君) お答申上

げますが、やはり只今私が申しましたような手続を経まして、明らかに違反をするというふうな事例がわかりました場合には、その処置が決定いたしました場合には、その処置なり内容なり或いは基準なりというふうなものを組合に周知徹底をさせる方法を講ずるとか、或いはまたそういう疑いがあるという問題が起りました場合に、その業者自身が特許庁なり役所に参りまして、いろ／＼な調査をするものと思ひますが、そういう相談がありますような場合があるかと思ひますが、そういう場合には若しすでに調査済で明瞭になつてゐるようなものであるならば、その組合で説明をして下さることでもできようかと思つております。それから只今申上げたような先例も明確になつておりますようなものを、故意にまたやるような場合もあるかと思ひますが、そういうような場合は組合内で一つ制裁規定のようなものを設けるというふうなこともできるのじやないかと考えておりますので、組合といたしまして費用の關係その他もございましょうが、どうしてもそういう非常な問題の多いような品物に關します場合は、輸出組合のほうで特許庁なり何なりと連絡いたしまして、そういう資料なり何なりを、その組合で集めて研究をするというふうなことも、やはりできるのじやないか、こう考えております。

○小林英三君 そういたしますと、今、この輸出組合の事業の中の不正な輸出取引の防止の中に、若し工業所有権等を侵害するやうな問題が起つた場合においては、輸出組合が自主的にこれを考へて、そうして思ひあつた場合には、特許庁等に相談して、これを防止するということなんですか。

○政府委員(本間俊一君) 大体私どもはそういうふうな活動をされるのじやないかというふうな考へております。

○小林英三君 この問題については、特許庁がやはり相当關連をして、この問題にタッチしてやるといつたやうな部面がかなり起つて来ると思ひますが、そう考へてよろしうございしますか。

○政府委員(本間俊一君) 御指摘のやうな場合は、確かに専門に調べておりますのは特許庁でございますので、特許庁と關連を持つてゐるというふうには考へております。

○小林英三君 それから先ほど境野君の御質問になりました二十五條の審議会の第二項ですが、關係行政機關の職員とあります。今日お考えになつてゐる關係行政機關とはどこ／＼ですか。

○政府委員(本間俊一君) 只今考へておりますのは、農林省でありますとか、運輸省でありますとか、厚生省でありますとか、大體製品と申しますか、輸出品を所管してありますところをやはり關係させて参らなければならぬのじやないかというふうな考へております。

○加藤正人君 私は前回の第五條についてもう一項、三原則を四原則にしたかどうかという……協定ですね、第三國が仕向地に協定をして輸出して来た場合に、これと対抗するためにこつちも協定をするという一つの協定の場合を、これに追加することができぬかといつたところが、公取が、私が答弁すべきではなからうけれども言つて、代つて答弁されたのですけれども、通産省でもあの答弁で差支えないと思はれるのですか。その点について……

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は昨日でありましたか、お尋ねありましたこの点につきまして、たしかに法案を作るときにも、実はそういう議論がかなりありまして、それを一つ入れようかという議論もしたわけでありましたが、純粹に理論的に分解してみますと、そういう事態も予想されるのであります。が、お尋ねの事態は、例えば二など併せて行われる場合が多いのではなからうかといふことで、できるだけ原則をあまり列挙するよりも、三つぐらいのほうがいいだらうというやうなことで、実はそれと、それからもう一つは、特定市場において第三國との競争上、そこでいろ／＼な協定をやるということは、それもやるべきだが、それは實際問題としてそう大したことでもないだらうといふことで、それと實際問題としてはいろ／＼一、二、三と競合して起る場合もあるから、運用ではどこかに引つけてやればやれないこともないだらうというふうな、実はあまりはつきり割切れないのであります。が、できるだけ原則を減らしたいといふことと、今申しますやうに、すぐそれを特定すると少し行過ぎの点もあるかといふやうな配慮から実は落したやうな次第であります。従つて委員長が言われたのは、それと同じやうに解釈してゐるわけでありま

○加藤正人君 まあこの法文の趣旨として公正な取引というやうなことを謳つてゐる關係もあつて、そういうやうなお答へがあるかと思ふのであります。が、とにかく輸出伸長を狙わなければ何んならぬと思ふのですけれども、今、私のいつたやうな場合がなか／＼多いのです。だから一、二、三の中に含まれて、その運用とか準用でいふよりも、むしろこれは真先に書いていくくらいに私は思ふのですが、昨日も言つたやうに、いろ／＼な方面にデリケートな關係があるという氣兼ねもあるといふことであるから、やむを得んと思ふのですが、これは私は甚だ遺憾と思ふのです。今更併しどうもできないやうなことをばんやり通したといふことは残念ですから、私は、はつきりそういう發言をしたという記録を残しておきたいと思ひます。

○小林英三君 第二十五條ですが、先ほどの御質問にありました、ちよつと聞き落しましたので、もう一度お伺ひしますが、關係行政機關の職員といふのは具体的にどういふ人々を考へておられるのですか。

○政府委員(本間俊一君) 通産省は勿論ですが、農林省、運輸省でありますとか、厚生省とか、というやうな、輸出品目の主管官庁と申しますか、生産主管官庁と申しますか、そういうところはやはり入れて行く必要があるのじやないかと考へております。

○小林英三君 私はこの行政機關の職員といふものは必要がないのじやないか。これは通産大臣の諮問に應ずるのですから、少くとも通産省の職員は、当然この審議会に於ける資料の提出とか、そういう基本的な資料を整える役目じやないかと思ふので、この審議会に入つて大臣の諮問に應ずるといふの

はおかしいのじやないかと思ふのです。それは例えは同時に今ここに付託になつております特定中小企業の安定に関する臨時措置法案でも、これは相当重要な役目をこの審議会がやるのですけれども、関係行政官庁の職員というものは除外されているのであります。更に最近の例をとりますと、蘭糸価格安定法の原案には、やはり審議会に關係行政官庁の職員が入つておつたのでありますけれども、これは必要ないといふことで、委員会においてこれを修正し、参議院衆議院修正案が通つているのであります。その後の蘭糸価格安定法の運用にも何ら支障はない。こゝういふことでありますので、私はここに役人を入れるといふことは、どうもおかしいのではないか、こゝういふふうに思う。特に中小企業の安定に関する臨時措置法にはなくいい、こちらにはなければならぬという理由を一つお伺いしたい。

○政府委員(本間俊一君) 御指摘の点も御尤もかと思ふのであります。御承知のように審議会を一つの審議会にいたしました関係上、いろいろな品目或いは業種別の委員のかたが出来るかと思ひます。その場合先ほども申し上げたのでございますが、やはり品目によりまして、業種によりましては、部会をどうしても運用上作らなければならぬのじやないかというふうに考へておりますが、その場合に農林省がその生産を主管しております農林物資につきましては、やはり部会を作りますときには、農林省のそのほうを担当いたしております政府職員がいるほうが、実は工合がいいのじやないか、こゝういふふうに考へまして、従来の例なども参

考にいたしました。実はこゝういふふうにいたしましたわけでございませう。それからもう一つ、この法案をまとめます際に、実際の業務に携つてゐる人々といふ、御相談申し上げたのであります。が、その際もやはりその生産を担当いたしております役所のかたが入つておられるほうが都合がいいといふような御要望もございましたので、実はこゝういふ措置にいたしました次第でございませう。

○小林孝平君 私はいまの御説明ではやはり納得できないと思ふのです。当然そういふ部会ができません。これは關係の役所の役人が来て、いろいろ説明したり、或いは質問に答へたりするといふのは、当然の役人としての義務でありまして、そこに委員としての発言をし、その委員会の決定権を役人が持つといふことは私はおかしいと思ふ。最近の例とおつしやいふあれでございませうけれども、最近の逐次さういふ考え方がとれて来ているので、現にこゝに出て来ている先ほどから申し上げましたこの中小企業の安定に関する臨時措置法の審議会についても、役人を入れてない。或いはこれは役人が入るとは却つておかしいといふので、最近においても特にこれを審議会の委員から削除した例もありますので、よほどの理由がなければ、こゝに入れるといふことはおかしいと思ふのです。

○政府委員(本間俊一君) お答え申し上げます。審議会ができません。その審議会の会長も民間からも出られるような仕組にいたしているものであります。できるだけ民主的な運営をいたしたいと思つてゐるのであり

ますが、先ほどもちよつと申し上げましたが、關係をいたしている業者のかたの御要望もございまして、やはり入つてゐるほうがやりやすいといふ要望が相当強いとございまして、その要望をも勘案いたしまして、こゝういふ措置にいたしました次第でございませう。

○小林孝平君 この点についてはなお問題はありますけれども、今日はこの程度にいたしましたので、この委員会には「輸出貿易に關し学識経験のある者」ところあります。これは業者の代表は入らぬのでございませうか。

○政府委員(本間俊一君) 大体輸出貿易に關係いたします業者、或いは生産者の代表は勿論入れる考えでございませう。業者の代表も勿論入るといふ考え方をいたしております。

○小林孝平君 これは些細なことではございますけれども、従来のいろいろの法律の例から申しますと、業者の代表といふもの、その業についての学識経験ある者といふものは、別にはつききり書き分けてあるが、これはそう書き分けてない。今後、政務次官はそう言われませうけれども、この運用に當つて、さういふことはできないといふ虞れはないですか。

○政府委員(本間俊一君) 先ほどもちよつと申し上げたのでございませうが、業種別になりますと、非常に審議会の数もふえまして、如何かと考へましたので、委員の数は少し多いかと思つたのでございませう。一つにいたしたほうが運用上便利だ、又そのほうがいいといふ考へで五十人以上といふことにいたしておりますが、これは実は輸出貿易に關係いたしますので、普通の場合の学識経験者といふのは私どもの考へ

方は多少違つてゐるかと思ひますが、やはり業者が何と申しましたも主體でございませう。業者のかたも及び生産關係の人々が主體で委員の構成をする、中心にして委員会の構成を図りたい、こゝういふふうに考へてゐる次第でございませう。

○小林孝平君 今おつしやつたようでありますれば、従来の法律の建前からいいますと、それは明らかに業者の代表、それからその業に關する学識経験者といふように書き分けてないと都合が悪いのじやないかと思ふ。これは大したことじやありませんので、それでいいといふことになれば、それでよろしいけれども、恐らく私はそれでは不備なのではないか。実際の審議会令を作つてやる際に、さういふ疑問が出て、できないといふことになる虞れがないかと思ふので、一応御注意を申し上げておきます。

○委員長(竹中七郎君) 本日はこの程度で散會いたしました。御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして散會いたします。

午後四時四十二分散會

昭和二十七年十一月十五日印刷

昭和二十七年十一月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局